

菊川市社会福祉協議会レクリエーション用品貸出要綱

(目的)

第1条 この要綱は、地域住民の交流及び福祉活動の推進を図るため、菊川市社会福祉協議会（以下「本会」という。）が保有するレクリエーション用品（以下「レク用品」という。）の貸出しに関し、必要な事項を定めるものとする。

(利用者の範囲)

第2条 レク用品の貸出しを受けることができる者は、次に掲げる者とする。

- (1) 菊川市内の自治会等及び地域住民
- (2) 菊川市内の社会福祉施設
- (3) 菊川市内の教育機関
- (4) 菊川市内に所在するサロン、ボランティアグループ、福祉団体その他これらに類する団体
- (5) その他会長が必要と認める者

(利用目的)

第3条 レク用品は、地域住民、高齢者、障がい者、子ども等の交流、親睦及びレクリエーション活動を目的とする事業に使用するものとする。

(利用料)

第4条 レク用品の利用料は無料とする。

(貸出期間)

第5条 貸出期間は、原則として1週間以内とする。

- 2 利用者が貸出期間の延長を希望する場合は、事前に本会へ申し出るものとする。
- 3 前項の場合において、既に予約が入っているときは、貸出期間を延長することができない。

(貸出の手続き)

第6条 レク用品借用希望者は、電話、来所又は本会が運用する電子申請システムにより、用品の予約状況を確認し、貸出しの申込みを行うものとする。

- 2 レク用品借用希望者は、利用予定日の3日前までに別紙「レクリエーション用品借用願」を提出しなければならない。ただし、本会が運用する電子申請システムにより申込みを行った場合は、この限りでない。

(用品の貸出し及び返却)

第7条 レク用品の貸出し及び返却は、本会の開所日の午前8時15分から午後5時までとする。ただし、会長が特に必要と認める場合は、この限りでない。

(利用の変更及び取消し)

第8条 利用者は、申込み内容を変更し、又は取り消そうとするときは、速やかにその旨を本会へ申し出なければならない。

2 会長は、レク用品の故障その他やむを得ない理由により貸出しができない場合は、貸出しの決定を取り消すことができる。

(利用の制限)

第9条 会長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、貸出しを行わないことができる。

- (1) 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあるとき。
- (2) レク用品を損傷するおそれがあるとき。
- (3) 営利を目的として使用するとき。
- (4) その他会長が不適當と認めるとき。

(破損等の報告)

第10条 利用者は、レク用品に破損、汚損又は紛失が生じた場合は、速やかに本会へ報告しなければならない。

2 破損、汚損又は紛失が生じた場合の対応については、本会と利用者が協議して決定するものとする。

3 本会は、必要に応じて利用者に対し修理又は弁償を求めることができる。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成17年12月8日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年8月3日から施行する。